

Tマネーサービス利用規約

株式会社 T マネー

2020 年 4 月 1 日改訂

本規約は、株式会社 T マネー（以下「当社」といいます）が管理・運営する電子マネー「T マネー」の利用条件について規定するものであり、T 会員が「T マネーサービス」を利用するにあたっては本規約が適用されます。「T マネー」をチャージしていただくと、T マネー加盟店において商品・サービスの購入その他各種取引（一部の商品・サービスを除きます）におけるお支払いにご利用いただくことができます。「T マネーサービス」をご利用される際には、あらかじめ本規約を必ずお読みいただき、ご理解のうえ、「T マネーサービス」をご利用ください。なお、当社の提供する「T マネーサービス」をご利用されたことをもって、本規約に同意したものとみなさせていただきます。

第 1 条（定義）

本規約において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「T 会員」とは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」といいます）が選定する各種サービスを受けるために、CCC が定める「T 会員規約」に同意の上、CCC が定める所定の手続きにより会員登録（以下「T 会員登録」といいます）を申込み、CCC が承諾した個人をいいます。
- (2) 「利用者」とは、第 7 号に定める T マネーサービスを利用するために本規約に同意の上、当社が管理するサーバー内にて T マネーを管理する口座（以下「口座」といいます）を保有する T 会員の方をいいます。
- (3) 「T カード」とは、T 会員規約第 1 条第 1 項に定めるカードのことをいいます。
- (4) 「T マネー」とは、当社が発行し、当社が管理するサーバーに記録される金銭的価値をいいます。
- (5) 「決済」とは、利用者が第 9 号に定める T マネー加盟店において、物品・サービス等の商品もしくは役務（以下「商品等」といいます）の販売又は提供を受けるために、T マネー加盟店の店頭において T カードを提示する方法、その他別途当社所定の方法により、商品等の対価の全部又は一部の支払いとして T マネーを使用することをいいます。
- (6) 「チャージ」とは、利用者が当社所定の方法により、利用者の口座に現金等にて支払った額に相当する T マネーを加算することをいいます。
- (7) 「T マネーサービス」とは、T マネーの決済及びチャージの総称をいいます。
- (8) 「利用可能残高」とは、利用者が利用することができる T マネーの数量をいいます。
- (9) 「T マネー加盟店」とは、当社と T マネーサービス加盟店契約を締結し、利用者に T

マネーサービスを提供する者をいいます。

第2条 (T 会員登録及び T カードの発行)

T マネーサービスの利用を希望される方は、あらかじめ CCC が別途定める手続きにより T 会員登録を行ったうえ、T カードの発行を受けるないしは取得いただく必要があります。T カードを取得いただきますと、以後、当社所定の方法により、T マネーサービスを利用することができます。なお、一部の T カードには、T マネーサービスを利用することができないものがございます。詳しくは、ウェブサイト「T サイト [T ポイント/T カード]」(<http://tsite.jp>) をご確認ください。又は末尾記載の T カードサポートセンターまでお問い合わせください。

第3条 (T マネーのチャージ)

1. 利用者は、当社所定の方法により、当社所定の金額単位で T マネーをチャージすることができます。チャージ 1 回あたりの上限額は、当社所定の金額です。
2. 利用者は、1 つの口座に対して、当社所定の金額を利用可能残高の上限としてチャージすることができます。
3. 利用者は、T マネーをチャージした場合には、当該チャージの際に交付されるレシート等に印字して表示される T マネーの利用可能残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。当該レシート等の記載に誤りがある場合には、その場で T マネー加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされなかった場合、利用者は、当該 T カードの利用可能残高について誤りがないことを承諾したものとします。
4. 利用者は、T マネーをチャージした後は、前項に定める異議を申し出た場合を除き、いかなる場合であってもチャージを取り消すことはできません。
5. 本条の当社所定の金額については下記サイトでご確認いただけます。

<http://t-money.co.jp/settlement/index.html>

第4条 (T マネーによる決済)

1. 利用者は、T マネー加盟店で T マネーによる決済にて商品等の購入又は提供を受けることができます。ただし、法令の定める、又は T マネー加盟店が指定する一部商品については、T マネーによる決済をすることができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. 利用者が T マネー加盟店で T マネーによる決済をした場合、利用した商品等の購入価額又は提供価額に応じて、当該価額に相当する T マネーが利用可能残高から引き去られ、当社が管理するサーバーに当該 T マネーの利用の記録が完了した時、対価の支払いがなされたものとします。
3. 利用者は、T マネー加盟店において、商品等の購入又は提供を受けるにあたり、利用端

末において認識された T マネーの利用可能残高が商品等の対価の総額に不足する場合や対価の一部について T マネーによる決済を希望する場合には、利用者はその不足額もしくは残額を現金、その他当社又は T マネー加盟店が定める方法により、支払うものとします。ただし、一部の T マネー加盟店においては利用ができない支払い方法もありますので、あらかじめご了承ください。

4. 利用者は、T マネーによる決済にて商品等の購入又は提供を受けた場合には、当該 T マネーでの決済の際に交付されるレシート等に印字して表示される T マネーの利用可能残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。当該レシート等の記載に誤りがある場合には、その場で T マネー加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされなかった場合、利用者は、当該決済後の利用可能残高について誤りがないことを承諾したものとします。
5. T マネー加盟店には、以下の標章が掲示されています。



T-MONEY

第 5 条 (T マネー利用可能残高の確認)

T マネーの利用可能残高は、T マネーサービス利用時に交付されるレシート、その他別途当社が指定する方法により確認することができます。

第 6 条 (有効期間)

T マネーの有効期間は、T マネーサービスの最終利用日から 10 年間とします。有効期間内に T マネーサービスのご利用がなかった場合、その有効期間経過の時をもって T マネーは失効し、利用可能残高がゼロになりますので、あらかじめご了承ください。

第 7 条 (T マネーのご利用ができない場合)

1. T マネーサービスは、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、T マネーサービスの利用を一時停止させていただくことがあります。
 - (1) T マネーサービスに関するシステムに故障が生じた場合又はシステムの保守・管理のためにシステムの全部又は一部を休止する場合

- (2) T マネーサービスに関する施設等の停電その他の事由による使用不能の場合
 - (3) T カードの紛失・盗難にあわけて当社にお申し出いただいた場合、または T カードを拾得された警察等の第三者から連絡をいただいた場合
 - (4) 何らかの理由により、T カードが一時停止となった場合
 - (5) T マネーサービスの不正利用の疑いが生じた場合
 - (6) その他当社が必要と判断した場合
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の催告を要することなく、利用者の T マネーサービスの利用を直ちに中止させた上で、第 6 条に定める有効期間中であっても、当該利用者の T マネーを失効させ、利用可能残高をゼロにすることができるものとします。また、この場合、当社は利用者に対して現金の払い戻しを行わないものとします。なお、次の第 3 号乃至第 6 号に該当する場合には、T 会員ネットサービス登録及び T カードの一時停止又は除名措置をとらせていただくことがあります。除名措置の場合、保有ポイントは失効します。
- (1) T 会員規約第 3 条第 1 項「退会」に該当し、利用者が T 会員としての資格を喪失した場合
 - (2) T 会員規約第 3 条第 2 項に該当し、T 会員を除名された場合
 - (3) 利用者が、T マネーサービスの不正利用を行ったことが当社において確認された場合
 - (4) 利用者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものをいいます。）であることが判明したとき、又は当社がその疑いがあると判断したとき
 - (5) 利用者が本規約に違反した場合
 - (6) その他当社が不相当と判断した場合
3. 当社は、利用者が前項各号のいずれかに該当し、当社及びその他関係者に損害が生じたときは、当該利用者に対して当該損害（当社に発生した損害のみならずその他関係者に発生した損害も含みます。）の賠償を請求することができるものとします。

第 8 条（換金等の不可）

T マネーの換金又は現金の払い戻しはできません。ただし、当社が経済情勢の変化、法令の改廃その他当社のやむを得ない都合により T マネーの取り扱いの全部もしくは一部を終了した場合又はその他法令で認められる場合には、利用者に対して法令又は当社所定の方法に従い T マネーの利用可能残高の払い戻しをするものとします。

第 9 条（T カードの紛失・破損・盗難時の T マネーの取扱い）

1. T カードを紛失・盗取された場合は、速やかに末尾記載の T カードサポートセンターまでお申し出ください。お申し出後、利用停止が反映されるまでに T カードが盗用等さ

れ、盗用等された利用者の T マネーにて決済がなされた場合、利用者のご負担及び責任となり、第三者により T マネーを使用されたことによる利用者が被った損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

2. T カードが破損（磁気不良により使用できなくなることを含みます）又は前項に基づき T カードの利用を停止した場合は、店舗等において新しい T カードを発行いたします（一部の店舗において T カード発行業務を行っていない店舗もございます）。

第 10 条（利用可能残高の移行）

1. 利用者は、T マネーの利用可能残高を他の口座に移行することはできません。
2. 前項の定めにかかわらず、次のいずれかの場合に限り、T マネーの利用可能残高を新しく発行した T カードに移行することができます。なお、T カードプラス以外のクレジット機能付き T カードについては各発行会社へお問い合わせください。
 - (1) クレジット機能付 T カードの有効期限が到来した場合において、当該 T カードを更新されないことを理由に新たな T カードを発行した後に、T カードサポートセンターへ移行のお申し出をいただいた場合
 - (2) 第 9 条第 2 項に基づき新たな T カードを発行後、T カードサポートセンターへ移行のお申し出をいただいた場合
3. 前項第 2 号において、移行前の T カードが TSUTAYA 店舗にてお申込みいただき発行されたものである場合には、当該 T カードを発行した同 TSUTAYA 店舗にて再発行手続きをしていただくことでも、T マネーの利用可能残高を新しい T カードに移行することができます（なお、店舗によって再発行にかかる手数料は異なります）。

第 11 条（T マネー加盟店との紛議）

利用者が、T マネーによる決済にて購入又は提供を受けた商品等については、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、利用者と T マネー加盟店との間で解決するものとします。

第 12 条（T マネーサービスの終了等）

1. 当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、又は当社の都合等その他やむを得ない事由により、全部又は一部の T マネーサービスの取扱いを終了することがあります。この場合、当社は、利用者に対して当社所定の方法で事前に通知します。
2. 利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに、法令又は当社所定の方法による T マネーの利用可能残高の払い戻しの手続きを行います。

第 13 条（制限責任）

1. 第 7 条に定める事由又はその他の事由により、利用者が T マネーサービスを利用する

ことができないことで当該利用者に生じた不利益又は損害について、当社はその責任を負わないものとします。

2. 本規約上の当社の責任を免責する規定にかかわらず、当社に故意又は重過失がある場合や消費者契約法その他の理由により当社が損害賠償責任を負う場合には、本規約に含まれる免責規定は適用されません。また、当社が、利用者の損害を賠償する場合であっても、当該損害賠償責任の範囲は、直接かつ現実に発生した損害（付随的損害、間接損害、特別損害及び遺失利益は含まれません）に限定されます。

第 14 条（業務委託）

当社は、T マネーサービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。

第 15 条（T マネー利用情報の取扱い）

利用者は、利用者が T マネーサービスを利用することにより当社が取得する情報を、当社より CCC に対して提供することにつき、同意します。なお、当社が CCC へ提供した情報は、CCC が定める T 会員規約第 4 条に沿って取り扱われます。

第 16 条（準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（本規約の変更）

当社は、一定の予告期間をおいて、当社が運営するウェブサイト（<http://t-money.co.jp/>以下「ウェブサイト」といいます）上において変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、当該予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。なお、最新の規約につきましては、ウェブサイト（<http://t-money.co.jp/>）にアクセスいただくか、末尾記載の T カードサポートセンターまでお問い合わせください。

お客様お問い合わせ先

T カードサポートセンター

電話番号:0570-029294

T マネー還元に関する特約

株式会社 T マネー
2019 年 10 月 1 日改訂

本特約は、株式会社 T マネー（以下「当社」といいます）が管理・運営する電子マネー「T マネー」の利用条件について定める、「T マネーサービス利用規約」（以下「原規約」といいます）に付帯するものであり、T 会員が「T マネーサービス」を利用するにあたっては、原規約とともに、本特約が適用されます。

第 1 条（T マネー還元）

当社は、政府予算として行われるキャッシュレス・消費者還元事業（以下「本事業」といいます）における消費者還元として、当社所定の条件を満たした T マネーサービスについて、利用者に対し T マネーの還元を行います。

第 2 条（T マネー還元の停止・取消し等）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当該利用者について、判明した時点以降の T マネーの還元を停止します。また、当社は、当該利用者に対し、以後の T マネーサービスの利用を停止し、又は利用者としての登録を取り消すことができるものとします。

(1) 利用者に帰責する以下の不当な取引が発生した場合

- ① 他人の T マネーを用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ② 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ③ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、T マネーサービスの利用を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ④ 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑤ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑥ 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- ⑦ その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

- (2) 不正な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を当社が受けた場合
 - (3) その他当社が必要と判断した場合
2. 当社は、会員が前項各号のいずれかに該当した場合、当該会員に対し、既に付与した T マネーを取り消すことができるほか、国、補助金事務局又は各登録決済事業者に生じた損失額に相当する金額を請求することができるものとします。

第3条（附則）

本特約は、補助金事務局の通知を受けて当社が T マネー還元を開始した日から効力を発生し、本事業が終了する日をもって、将来に向かって効力を失うものとします。